

あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針

1 目的

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、国が定めた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）及び東京都が定めた東京都公共建築物等における多摩産材利用推進方針（平成18年12月5日付け18産労農森第483号）に即して、公共建築物等に多摩産材の利用を促進することにより、市民に安らぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築、地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進等に資することを目的とする。

2 公共建築物等における多摩産材の利用促進の意義

本市の森林は、木材等の林産物の供給のほか、水源のかん養、自然環境の保全、土砂の流出防止、地球温暖化の防止などの多面的機能の発揮とともに、市民や関係機関・団体などとの協働による「あきる野市郷土の恵みの森づくり」との相乗効果により、地域経済の活性化、雇用の創出、生物多様性社会の構築などをはじめとする経済と環境の好循環を創出することができる極めて重要な資源である。このような状況の中で、市が率先して公共建築物等に多摩産材を利用することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全につながり、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮や地域の社会経済の向上に資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性などに優れ、健康的でぬくもりのある快適な生活空間の形成に寄与しているほか、二酸化炭素の排出の抑制や建築物等における二酸化炭素の貯蔵など、地球温暖化の防止や循環型社会の構築にも貢献することが期待されている。

さらに、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を提供することで、市民の理解の醸成が図れるほか、次世代を担う子供たちへの環境教育にもつながり、その取り組みや効果などを積極的に発信することで、公共建築物以外の一般建築物などへの木材の利用拡大の波及効果にも期待できる。

3 用語

本方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 公共建築物

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条第1項第1号及び同法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物をいう。

(2) 多摩産材

多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材をいう。

- (3) 建築
新築、増築、改築又は改修をいう。
- (4) 木造化
建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、はり等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (5) 木質化
建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (6) 公共工作物
市が事業主体となり施工する道路、森林管理道、公園、河川及び下水道等に係る工事により整備される工作物をいう。
- (7) 木育
市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶことを目的とする教育活動又は社会活動をいう。

4 公共建築物等における多摩産材利用促進を図るための基本事項

公共建築物等の整備を実施するに当たっては、積極的に木材を利用した方法を採用し、多摩産材の使用に努めるものとする。ただし、多摩産材の供給量の不足等が生じた場合には、国産材を併用して使用する。

- (1) 公共建築物
公共建築物の建築に当たっては、施設の特徴を踏まえて積極的に多摩産材を使用し、建築物の木造化及び木質化を図る。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合
 - イ 施設の利用目的、安全性、維持管理、コスト等を考慮して困難と認められる場合
 - ウ その他木造化及び木質化が困難と認められる場合
- (2) 公共工作物
公共工作物の整備に当たっては、多摩産材及び多摩産材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。
 - ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理、コスト等を考慮して困難と認められる場合
 - イ その他木製品の使用が困難と認められる場合
- (3) 備品、消耗品等
公共建築物の什器等の備品及び文具類等の消耗品は、多摩産材を利用したものを積極的に使用する。ただし、安全性、維持管理、製作コスト等を考慮して困難と認められる場合は、これを適用しない。

5 多摩産材利用に対する普及啓発の推進

市は、森林環境教育、木育等に加え、市内の森林資源を循環的に利用することの環境面からの意義や有効性、木材を住環境に利用することによる健康面での利点等について、市民への普及啓発に努めるものとする。

6 その他

- (1) 本方針の実施に当たっては、「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針の運用」に基づき、関係部署において主体的に取り組むものとする。
- (2) 公共建築物等の整備においては、市内から搬出された多摩産材を極力利用する。そのため、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努める。また、利用者のニーズや多摩産材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断した上で利用に努める。

附 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。